

議第1号議案

令和6年9月18日

伊奈町議会議長 佐藤弘一様

提出者 伊奈町議会議員 大沢淳

賛成者 伊奈町議会議員 青木久男

賛成者 伊奈町議会議員 文野興一

賛成者 伊奈町議会議員 宮崎篤

学校の業務量に見合った教職員の配置及び長時間労働を抑制するため、  
教育職員に時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給を可能とすること  
を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に  
より提出します。

学校の業務量に見合った教職員の配置及び長時間労働を抑制するため、教育職員に時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給を可能とすることを求める意見書

教育職員の長時間過密労働と学校への教育職員未配置の問題が、埼玉県の学校教育にも深刻な影響をもたらしている。さまざまな教育課題が増える中、教育職員がゆとりをもって教育活動に専念するため、必要な教育職員を正規雇用で確保することと同時に、教育職員の長時間過密労働を解消するための定数の在り方の見直しが必要である。

そのためには1つに教育職員一人当たりの授業時数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正と、2つに適正な勤務時間管理と長時間労働に抑制をかけるため、教育職員に時間外勤務手当と休日勤務手当の支給を可能とする公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正が必要である。

全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任をもって条件整備を進めていくことが求められている。

よって、伊奈町議会は国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう要請する。

- 1 国の責任で学校の業務量に見合った教職員配置を進めるため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正をすること
- 2 教育職員の長時間労働を抑制するため、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給を可能とする公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正をすること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 6年 9月 18日

埼玉県伊奈町議会

〈提出先〉

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣